

滋賀県緊急時モニタリング計画

滋 賀 県

目 次

1	目的	
(1)	計画の目的.....	1
(2)	緊急時モニタリングの目的	1
2	基本的事項	
(1)	基本方針.....	1
(2)	本計画の適用範囲.....	2
(3)	本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係	2
(4)	滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成.....	2
3	緊急時モニタリング体制	
(1)	緊急時モニタリング体制	2
(2)	県モニタリング本部の設置.....	2
(3)	EMC の設置	3
4	緊急時モニタリング体制の整備	
(1)	モニタリング要員の動員体制の整備.....	3
(2)	モニタリング資機材の整備・維持管理.....	4
(3)	緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備	4
(4)	平常時における環境放射線モニタリングの実施.....	4
(5)	気象情報および大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理	4
(6)	関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備.....	4
5	出動連絡	
(1)	県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡.....	5
(2)	指示・連絡の経路.....	5

6	緊急時モニタリングに係る協力要請	
(1)	県内市町に対する協力要請	5
(2)	航空機モニタリングの要請	5
(3)	関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請	5
7	緊急時モニタリングの実施	
(1)	緊急時モニタリングの実施概要	5
(2)	警戒事態における環境放射線モニタリング	6
(3)	施設敷地緊急事態における初期モニタリング	6
(4)	全面緊急事態における初期モニタリング	6
(5)	中期モニタリング	7
(6)	復旧期モニタリング	8
8	EMC の運営等	
(1)	EMC の指揮系統	8
(2)	EMC における意思決定	8
(3)	緊急時モニタリング実施計画の改訂	8
9	モニタリング結果の取扱い	
(1)	固定観測局	9
(2)	その他資機材	9
10	モニタリング要員の被ばく管理等	
(1)	被ばく管理方法	9
(2)	管理基準	10
(3)	モニタリング要員の防護措置	10
11	その他	10
別表 1	初動対応段階において県が採る措置	11
別図 1	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織	12
別図 2	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統	13

滋賀県緊急時モニタリング計画

1 目的

(1) 計画の目的

本計画は、滋賀県（以下「県」という。）が原子力災害対策指針および滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「県防災計画」という。）等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備および緊急時モニタリングの実施に関して定めたものであり、原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部。以下同じ。）の統括の下、関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施することを目的とする。

(2) 緊急時モニタリングの目的

県は、原子力災害が発生した際には、原子力災害対策指針に則り、

- ・ 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
- ・ 運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供
- ・ 原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のため、緊急時モニタリングを実施することとする。

2 基本的事項

(1) 基本方針

県は、県防災計画で定める「警戒事態」発生後、滋賀県緊急時モニタリング本部（以下「県モニタリング本部」という。）を設置し、環境放射線モニタリングを実施する。

国は、原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」発生後、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）を設置し、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、県、福井県、その他都道府県、原子力事業者、関係指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等が、原子力規制委員会の統括の下で連携して緊急時モニタリングを実施する。

その際、県は、EMCに参画するとともに、EMCの指揮下で、県モニタリング本部を県のモニタリング拠点として維持し、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、平常時から継続的に実施するもの（固定観測局）と、原子力災害時に応急対策として実施するもの（可搬型モニタリングポスト等）により実施する。

(2) 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- ア 県の緊急時モニタリング体制の整備
- イ 県モニタリング本部の組織および運営
- ウ 警戒事態以降において県モニタリング本部が実施する環境放射線モニタリング
- エ EMC の指揮下で県モニタリング本部が実施する緊急時モニタリング

(3) 本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係

本計画は、県の緊急時モニタリング体制、関係機関の役割、指揮系統、その他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものであり、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等は、原子力災害対策指針およびその関係資料、本計画ならびに福井県および関係府県（原子力災害対策特別措置法第7条第2項に定める関係周辺都道府県）の緊急時モニタリング計画等を参照して、原子力規制委員会が策定する緊急時モニタリング実施計画で定められる。

(4) 滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ効果的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法を規定した滋賀県緊急時モニタリング実施要領（以下「実施要領」という。）を作成する。

3 緊急時モニタリング体制

(1) 緊急時モニタリング体制

県防災計画に基づく情報収集事態が発生した場合、原子力災害の発生に備えて、防災危機管理局長は、固定観測局や原子力施設の稼働状況を確認し、観測局に異常がある場合は修理等の対策を行う。

県防災計画に基づく警戒事態が発生した場合以降、緊急時モニタリング体制は、県防災計画に規定する動員体制に係る配備レベルに基づき、別表1のとおりとする。

(2) 県モニタリング本部の設置

- ア 県防災計画に基づく警戒事態発生後、防災危機管理監がモニタリング体制配備を決定し、防災危機管理局長は県モニタリング本部を設置する。
（自動設置）
- イ 県モニタリング本部は次の機関で構成される。
（ア） 県

- (イ) 福井県内原子力事業者（日本原子力発電株式会社、関西電力株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
- ウ 県モニタリング本部の組織は別図1のとおりとし、「企画調整班」を県防災危機管理局に、「分析班」を県衛生科学センターに、「大気班」、「飲料水班」、「農作物班」、「畜産物班」、「水産物班」および「林産物班」を県庁および関係地方機関担当課室に置く。「琵琶湖水班」は県庁および原子力事業者が別途定めるところに置く。

(3) EMC の設置

- ア 警戒事態発生後、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の警戒本部」という。）は、立地県（福井県）の協力のもと、EMC の設置準備を開始する。
- イ 施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会は、EMC を設置する。この際、県は、別途定めた要員を EMC に派遣する。
- ウ EMC は、次の機関で構成する。
 - (ア) 国（原子力規制庁ほか）
 - (イ) 福井県
 - (ウ) 県
 - (エ) 県以外の関係府県
 - (オ) 福井県内原子力事業者（日本原子力発電株式会社、関西電力株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
 - (カ) 関係指定公共機関
 - (キ) 福井県外原子力事業者
- エ EMC の組織は別図1のとおりとし、「企画調整グループ」および「情報収集管理グループ」を原子力災害が発生した地区の原子力防災センターに置く。また、「測定分析グループ」を、国・関係指定公共機関、福井県モニタリング本部および発災原子力事業者においては隣接地区の原子力防災センターに、県モニタリング本部においては県内の活動拠点に置く。
- オ 原子力規制庁の担当者が EMC センター長を務める。ただし、原子力規制庁の担当者が不在の時は、福井県原子力環境監視センター所長が代行する。

4 緊急時モニタリング体制の整備

(1) モニタリング要員の動員体制の整備

- ア 県モニタリング本部のモニタリング要員は、実施要領において定める。
- イ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの動員計画をあらかじめ定めることとしており、県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた動員計画を、実施要領において定める。

(2) モニタリング資機材の整備・維持管理

- ア 県は、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング資機材、環境試料分析装置、モニタリング情報共有システム、携帯電話等の通信機器および防護用資機材（以下「モニタリング資機材」という。）の整備、維持管理を行うとともに、操作の習熟に努める。
- イ 県は、毎年度、保有しているモニタリング資機材のリストを作成し、または作成したリストが最新の状態にあることを確認する。
- ウ 原子力規制委員会は、モニタリング資機材を整備することとしており、県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えたモニタリング資機材の整備を図る。

(3) 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

県は、空間線量率測定や環境試料（例：飲食物、陸水、土壌等）採取の候補地点などの緊急時モニタリングを実施する上で必要な関連情報・資料については、可能な範囲で実施要領において定め、定期的に見直しを図る。

(4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施し、バックグラウンドデータを整理・保管しておく。

- ア 固定観測局による連続監視
- イ モニタリング車等による空間線量率の平常時測定結果の蓄積
- ウ 環境試料の平常時測定結果の蓄積

(5) 気象情報および大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象情報や大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理を図るとともに、県内の気象や大気中拡散の特性を整理・保管しておく。

(6) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備

- ア 県は、平常時および緊急時モニタリングの実施に関し、上席放射線防災専門官と定期的に協議を行い、密接な連携を図る。
- イ 県は、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、県内関係市町、福井県、関係周辺府県、原子力事業者、関係指定公共機関など緊急時モニタリング実施機関と平常時から定期的な連絡会、訓練および研修等を通じて緊密な関係を図る。

ウ 県は、緊急時モニタリング実施機関から派遣される要員等の受入体制を整備するとともに、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することができる体制を整備する。

5 出動連絡

(1) 県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡

警戒事態発生後、防災危機管理局長は、県各部連絡責任者、各部連絡員を通じ、県モニタリング本部のモニタリング要員関係先に対して出動の指示を行う。

(2) 指示・連絡の経路

施設敷地緊急事態発生後、EMCの立上げと同時に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）は、動員計画に基づき、県に対して要員の派遣および資機材の提供の要請を行う。県は、国の事故対策本部から要請があった場合に必要な協力を行う。

6 緊急時モニタリングに係る協力要請

(1) 県内市町に対する協力要請

知事は、県内市町に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

(2) 航空機モニタリングの要請

県は、必要に応じてEMCセンター長に航空機モニタリングの実施を要請する。

(3) 関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請

EMCセンター長は、関係府県以外の県外都道府県および県外原子力事業者に対して、緊急時モニタリング要員等の支援が必要な場合には、国の事故対策本部あるいは原子力災害対策本部に要請する。

7 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリングの実施概要

緊急事態における環境放射線モニタリングは、警戒事態における環境放射線モニタリングと施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリングに大別され、さらに緊急時モニタリングは事故後の対応段階によって、初期モニタリング、中期モニタリング、復旧期モニタリングに区分される。（別表1参照）

各対応段階に応じて、OILに基づく防護措置の実施の判断材料のため、固

定監視局による監視を強化するとともに、固定観測局を補完するため可搬型モニタリングポスト、モニタリング車等を活用して空間線量率を測定するほか、飲食物の摂取制限や周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価のため環境試料中の放射性物質濃度を測定する。

(2) 警戒事態における環境放射線モニタリング

警戒事態における環境放射線モニタリングは、施設敷地緊急事態に陥った際に迅速に緊急時モニタリングに移行するためのモニタリングであり、警戒事態発生後、県モニタリング本部を設置し、速やかに開始する。

ア 平常時モニタリング（固定観測局）の監視強化

大気班は、固定観測局の稼働状況を確認するとともに空間線量率および気象観測の監視を強化する。

なお、故障、被災等により監視することができなくなった固定観測局には、可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率の連続測定を行う。

イ 環境試料の放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部長は必要に応じ、環境試料の放射性物質濃度の測定を企画調整班に指示する。

(3) 施設敷地緊急事態における初期モニタリング

初期モニタリングは、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握するとともに、OILに照らし合わせて防護措置の実施に関する判断材料を提供するためのモニタリングであり、施設敷地緊急事態発生後 EMC によって速やかに開始される。

原子力規制委員会が定める緊急時モニタリング実施計画に基づき、EMC の企画調整グループは詳細な実施内容を定め、これに従い「県モニタリング本部」は EMC の測定分析グループの一員として、県内の緊急時モニタリングを実施する。

なお、その場合にあっても本県の地域特性を考慮して、必要に応じて県モニタリング本部長の指示に基づいたモニタリングも実施する。

(4) 全面緊急事態における初期モニタリング

原子力規制委員会は、事故の進展等に応じて緊急時モニタリング実施計画を改訂し、当該計画に基づき、県モニタリング本部は、施設敷地緊急事態における初期モニタリングを継続するとともに、以下の優先順位でモニタリングを拡大する。

なお、その場合にあっても本県の地域特性を考慮して、必要に応じて県モニタリング本部長の指示に基づいたモニタリングも実施する。

ア UPZ を中心とした空間線量率の監視強化

固定観測局、可搬型モニタリングポスト、モニタリング車等で 0IL に基づく防護措置実施の判断材料提供のためのモニタリングを行う。

イ 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定

モニタリング車搭載の採取装置により試料を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

ウ 放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質濃度の測定

(ア) 飲料水中の放射性物質濃度の測定

飲料水への放射性物質の影響を把握するため、放射性物質の放出が確認された場合には、UPZ 内にある水源から供給される飲料水の採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

(イ) 0.5 μ Sv/h を超える地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定

空間線量率の測定結果が 0.5 μ Sv/h を超える地域においては、飲料水、葉菜および牛乳等当該地域で生産された飲食物等を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

(ウ) 土壌中の放射性物質濃度の測定

空間線量率の測定結果が 20 μ Sv/h を超えるモニタリングポスト等の設置地点近辺の土壌を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

エ 広範囲な周辺環境における空間線量率および放射性物質濃度の測定

(ア) 空間線量率の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても、空間線量率が 0.5 μ Sv/h を超えるおそれがあると予測される場合は、モニタリング範囲を拡大して、可搬型モニタリングポストを設置するとともに、モニタリング車等による走行サーベイを実施する。

(イ) 放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても空間線量率が 0.5 μ Sv/h を超えた場合には、飲料水、葉菜および牛乳等の環境試料の採取範囲を UPZ 外に拡大し放射性物質濃度を測定する。

(ウ) 航空機によるモニタリング

国は、航空機により空間線量率および放射性物質の沈着状況を広範囲に調査し、放射線量等の分布地図を作成する。

(5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質または放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。

中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

ア 空間線量率の監視継続

県モニタリング本部は、固定観測局、可搬型モニタリングポストおよびモニタリング車等による監視を継続し、空間線量率の変動を確実に把握する。

イ 放射性物質濃度測定強化

県モニタリング本部は、平常時モニタリングで対象としている試料を含む多種類の環境試料について、測定対象とする核種を増やすなど、より詳細な放射性物質濃度をゲルマニウム半導体検出器等で測定する。

(6) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域の見直し等の判断、被ばく線量を管理するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間線量率および放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

復旧期モニタリングは、初期および中期のモニタリングの結果、発災原子力発電所事故形態および復旧状況を踏まえ、計画を策定する。

8 EMC の運営等

(1) EMC の指揮系統

EMC から県モニタリング本部等の緊急時モニタリング実施機関への指揮系統は、別図2のとおりとする。

(2) EMC における意思決定

次の事項については、EMC 企画調整グループにおいて原案を作成し、EMC センター長およびセンター長補佐が協議して、EMC 内での意思決定を行う。

ア 緊急時モニタリング結果に対する技術的考察

イ 放射性物質の放出情報や気象情報に基づく影響の予測

ウ 緊急時モニタリング実施計画の改訂

エ その他緊急時モニタリングに関する重要事項

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改訂

緊急時モニタリング実施計画は施設敷地緊急事態発生後に国の事故対策本部によって策定され、事故の進展等に応じて改訂される。

EMC は、事故の状況やモニタリング結果等を踏まえ、適宜改訂案を作成し、国の事故対策本部または原子力災害対策本部に送付する。

9 モニタリング結果の取扱い

(1) 固定観測局

平常時から連続測定を行い、測定結果をリアルタイムで公表している固定観測局については、緊急時もリアルタイムで測定結果を公表する。

(2) その他の資機材

可搬型モニタリングポスト、モニタリング車、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「可搬型モニタリングポスト等」という。）平常時モニタリングとの連続性が無い手段については、妥当性を判断した後公表する。

ア モニタリング結果の妥当性の確認

可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果については、EMC（警戒事態においては県モニタリング本部）に集め、測定方法や機器異常の有無などを観点とした妥当性の確認を行い、また、必要に応じて技術的考察を加える。

EMCは、妥当性が確認されたモニタリング結果を、滋賀県災害対策本部および国の事故対策本部または原子力災害対策本部（警戒事態においては滋賀県災害警戒本部および国の警戒本部）に報告する。

県は、国の事故対策本部または原子力災害対策本部で評価したモニタリング結果を県内関係市町と共有する。

イ モニタリング結果の公表

(ア) EMC設置前におけるモニタリング結果の公表

県モニタリング本部から報告を受けた滋賀県災害警戒本部は、ホームページ等で可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果等を速やかに公表する。

(イ) EMC設置後におけるモニタリング結果の公表

国の事故対策本部または原子力災害対策本部は、EMCから報告を受けたモニタリング結果を一元的に評価し、関係機関に連絡するとともに、ホームページ等で速やかに公表する。

滋賀県災害対策本部は、EMCで妥当性の確認をとった結果をホームページ等で公表することができるが、その結果について、国の事故対策本部または原子力災害対策本部による評価が得られた場合には、速やかにその旨を示す。

また、公表の際には、住民等にとって分かりやすい公表となるよう国と必要な調整を行う。

10 モニタリング要員の被ばく管理等

(1) 被ばく管理方法

ア 県は、EMCに派遣する県の要員を含めた県モニタリング本部要員の被ば

く線量を記録する。

特に、現地で活動するモニタリング要員には個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の被ばく線量を記録する。

イ EMC 企画調整グループは、県モニタリング本部など EMC の指揮下の組織における被ばく管理状況を一元的に取りまとめる。

(2) 管理基準

モニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等は、実施要領で定め、その値を超えたとき、または超えるおそれのあるときは、直ちに活動を中止する。

(3) モニタリング要員の防護措置

ア EMC 設置前

(ア) 県モニタリング本部長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、出勤時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。

(イ) 県モニタリング本部長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携行させる。

イ EMC 設置後

(ア) EMC センター長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う県の要員に対して、県と調整の上、出勤時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。

(イ) EMC センター長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携行させる。

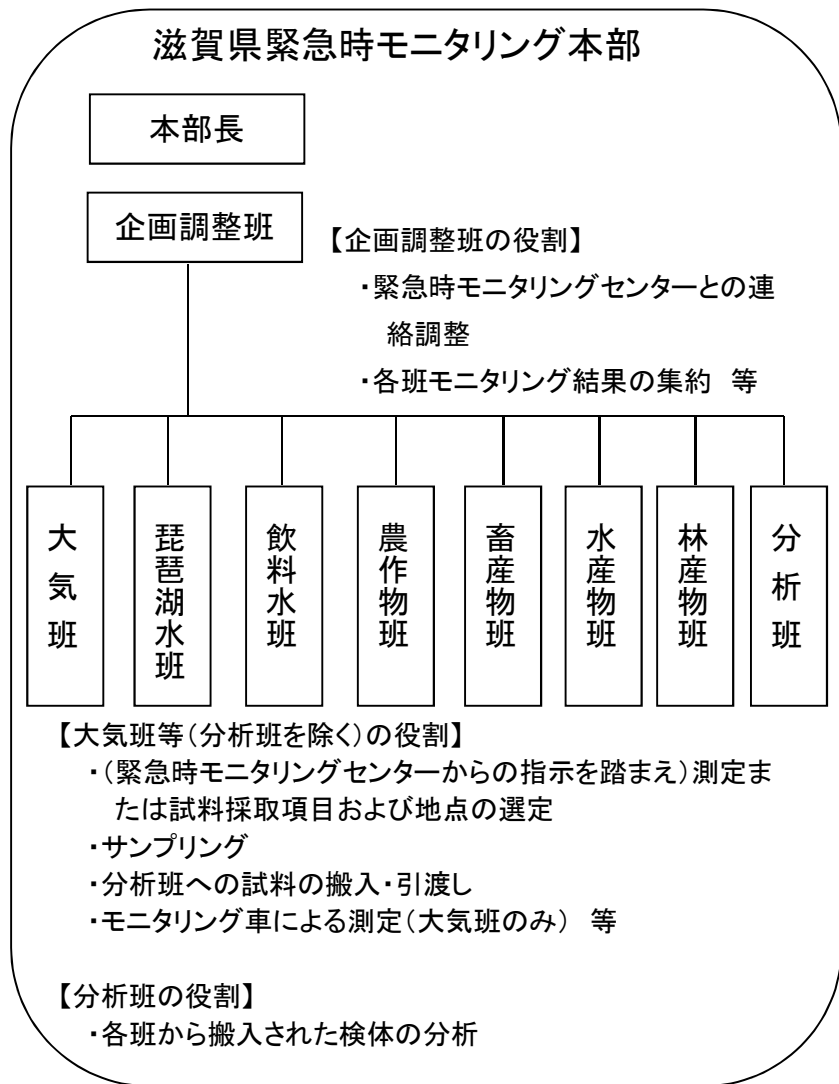
11 その他

中期モニタリングや復旧期モニタリングなど原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ、適宜本計画の見直しを行う。

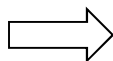
別表1 初動対応段階において県が採る措置

緊急事態区分	県の体制		緊急時モニタリング体制(国)	モニタリングの区分	緊急時モニタリング(環境放射線モニタリング)実施内容	防護措置等
		緊急時モニタリング体制				
情報収集事態	・警戒2号体制に準じた体制(防災危機管理局) ・災害警戒本部への移行準備	(警戒2号体制に準じた体制)	(原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室) (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室)	平常時モニタリング	・平常時モニタリングの継続 モニタリングポスト確認 機器に異常がある場合には修理等	
警戒事態	・災害警戒本部設置 災害警戒地方本部設置	滋賀県緊急時モニタリング本部の設置	緊急時モニタリングセンターの設置準備		・平常時モニタリングの強化 モニタリングポスト確認 機器に異常がある場合には修理等 ・緊急時モニタリングセンター立ち上げ準備 および緊急時モニタリングの準備(国)	・一時滞在者への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態	・災害対策本部設置 災害対策地方本部設置 ・オフサイトセンターへの職員派遣	緊急時モニタリングセンターの指揮下で、滋賀県緊急時モニタリング本部が活動継続	緊急時モニタリングセンターの設置 ※滋賀県緊急時モニタリング本部は緊急時モニタリングセンターに職員を派遣。	緊急時モニタリング	・緊急時モニタリングの開始 【施設敷地緊急事態における初期モニタリング】 モニタリングポスト確認	・住民等への注意喚起 ・UPZ内屋内退避準備
全面緊急事態					【全面緊急事態における初期モニタリング】 ・モニタリング車による大気中放射性物質試料採取および測定 ・環境試料中放射性物質測定 ・航空機モニタリング(国) ・モニタリング車による測定	⇒ ・UPZ内屋内退避 ・避難、スクリーニングポイントの準備 ・安定ヨウ素剤配付の準備
放射性物質の放出					⇒ ・避難の実施 ・スクリーニングの実施 ・飲食物摂取制限の実施	
放出事象の収束					【中期モニタリング】 ・空間線量率の監視継続 ・放射性物質濃度測定強化 【復旧期モニタリング】 ・空間線量率 ・放射性物質濃度の継続的変化把握	【中期対応段階】 ・周辺環境に対する全般的影響の評価・確認 ・人体への被ばく評価 ・各種防護措置の実施・解除 ・風評被害対策 【復旧段階】 ・避難区域の見直し ・被ばく線量の管理 ・現在および将来の被ばく線量推定

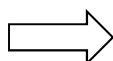
別図1 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織



職員派遣

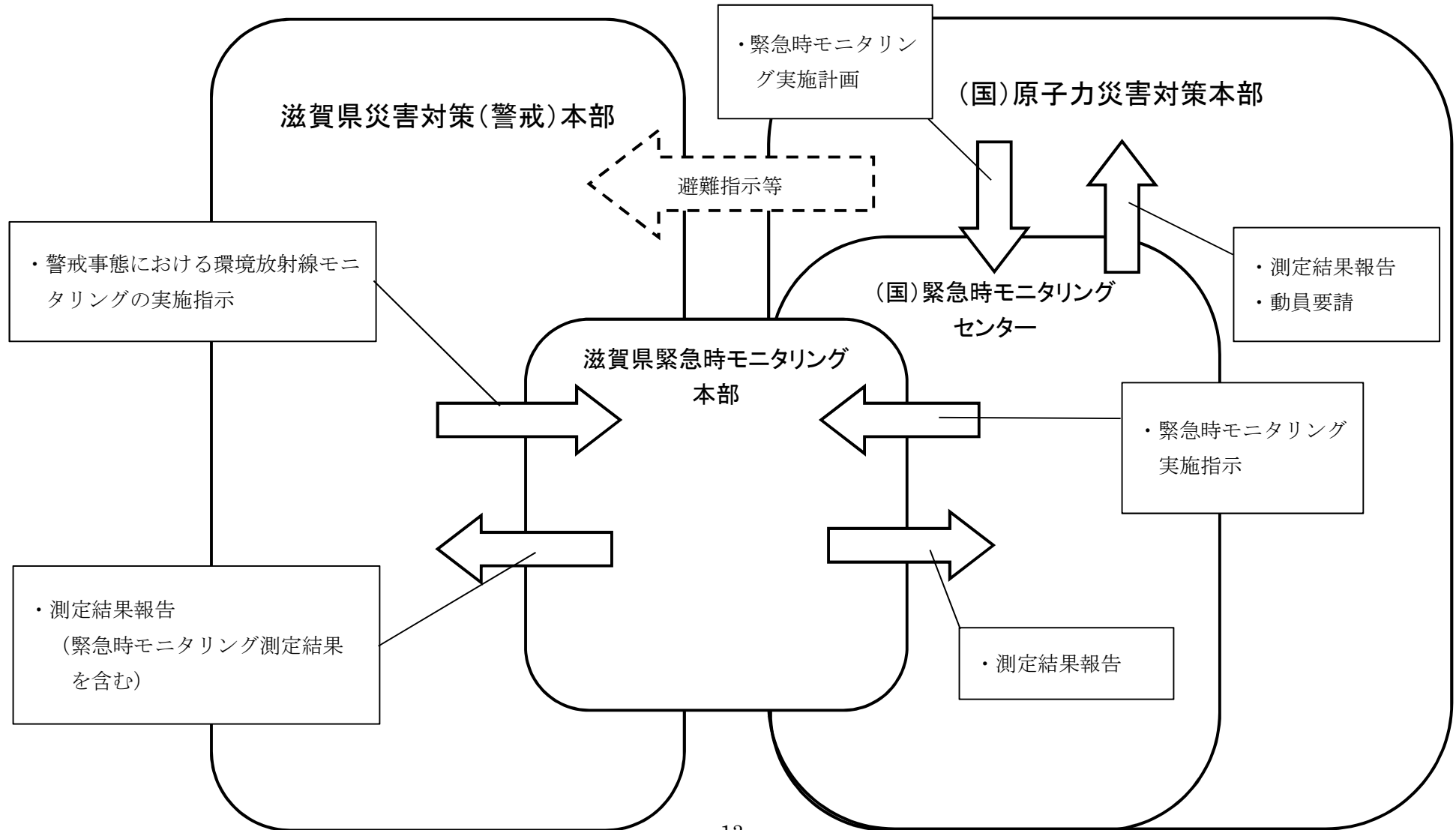


職員派遣



(国)緊急時モニタリングセンター	
グループ	業務内容
センター長 (原子力規制庁)	・緊急時モニタリングセンターの総括
センター長補佐 (福井県原子力環境監視センター所長) (上席放射線防災専門官)	・センター長の補佐 ・センター長不在の場合、センター長の代行
企画調整グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、 滋賀県 、関係府県(岐阜県または京都府)、指定公共機関、県外原子力事業者	・モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリング実施計画の改訂案作成 ・モニタリング結果の解析 ・放射性物質の拡散予測 ・住民の被ばく線量の解析 ・モニタリングセンター内およびモニタリング実施拠点への情報提供 ・モニタリング要員、資機材等の確保
情報収集管理グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、 滋賀県 、関係府県(岐阜県または京都府)指定公共機関、県外原子力事業者	・モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認 ・各種情報の収集・整理 ・原子力災害対策本部等関係機関との連絡調整
・緊急時モニタリングセンター(EMC)設置後、滋賀県モニタリング本部は、EMCの指揮下で県内のモニタリング実施拠点として活動する。	

別図2 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統





母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

平成26年3月 作成

平成28年3月 修正

平成29年3月 修正

平成30年3月 修正